

和歌山大学学生弔慰規程

制 定 平成16年 9月24日
 法人和歌山大学規程 第 336号
 最終改正 令和 5年 6月23日

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）の学生に対する弔慰基準及び取扱いを定めるものとする。

第2条 学生の範囲は、学部、学環及び大学院の学生（科目履修生及び研究生を除く。）とする。

第3条 学生が在籍中に死亡した場合は、次の各号に定める方法で本学としての弔意を表すものとする。ただし、各号の全部または一部を行うことが適当でない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 学長名による弔電
- (2) 本学の代表による弔問
- (3) 弔慰金（一律：20,000円）の献呈

2 前項ただし書きにおける特別の事情の有無及び行うべき方法については、学生支援担当の理事の提案に基づき役員会が決定する。

第4条 この規程に関する事務は、学生支援課において処理する。

第5条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て役員会が決定する。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第832号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1094号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2137号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2638号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。